

○ときがわ町水道審議会条例（平成 18 年 2 月 1 日条例第 20 号）

（設置）

第 1 条 ときがわ町水道事業の円滑な運営に関し必要な事項を調査及び審議するため、ときがわ町水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について町長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行い意見を具申するものとする。

- （1） 水道事業の運営に関すること。
- （2） 水道料金に関すること。
- （3） 給水についての苦情処理に関すること。
- （4） その他水道事業の円滑な運営を図るための必要な事項

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 議会議員
- （2） 水道利用者
- （3） 知識経験者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、水道課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議その他審議会に関し必要な事項は、会長が町長と協議して定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。